

千葉県環境研究センター基本計画検討会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県環境研究センター基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

なお、検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、千葉県環境研究センター基本計画の策定に関する助言を行う。

(組織)

第3条 検討会議に別表に掲げる座長及び委員を置く。

2 委員の任期は令和7年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 座長は検討会議の議事を進行する。

2 座長は委員の中から選任する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 検討会議は、環境生活部長が招集する。

(公開)

第6条 検討会議は、公開して行う。ただし、公開することにより、当該検討会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で、検討会議において公開しないことと決定したときは、この限りでない。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、環境生活部環境政策課に置く。

(報償費)

第8条 委員の報償費については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第3条第1項第2号の例により、日額13,000円を支給するものとする。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第2条第2項第6号、第6条第1項及び別表第二により支給するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年8月1日から施行する。

別表 (第3条)

座長	委員の内1名
委員	環境に関する学識経験者 建築に関する学識経験者 県内企業の代表者 住民の代表者
合計 6名以内	